

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等について

令和 7 年 9 月
消防庁危険物保安室

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）の改正に伴い、同法を引用している危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「危険物規則」という。）、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号。以下「危険物告示」という。）及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和 48 年通商産業省・運輸省・建設省・自治省告示第 1 号。以下「石油パイプライン告示」という。）の関係条項について所要の整備を行う。

1. 改正内容

保安距離に係る規定の整備【危険物規則第 11 条、危険物告示第 32 条及び石油パイプライン告示第 30 条関係】

障害者総合支援法の改正に伴い、危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所等、移送取扱所の配管及び石油パイプラインの導管が一定の距離を確保しなければならない施設に、就労選択支援の用に供する施設を加えることとする。

2. 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日から施行する。